

第 10 期弘前市分別収集計画  
(令和 5～9 年度)

令和 6 年 4 月改定  
令和 4 年 5 月

弘前市



## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を創造するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、容積率にして一般廃棄物の約6割を占める容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

これにより、廃棄物の減量や資源の有効利用など容器包装廃棄物の3Rを推進し、循環型社会を形成していくものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 市民・事業者・行政のパートナーシップによる取り組みの推進
- (3) 環境負荷及び処理コストの少ないごみ処理システムの構築

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直しを行う。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

なお、令和4年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことを受け、津軽地域ごみ処理広域化協議会では、令和8年度からの広域処理に向けた協議の中で、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物を対象とする「プラスチック資源」区分を8市町村で統一して設ける方針とした。

その再資源化にあたっては、同法第33条に規定する再商品化計画の作成等に向け、再商品化施設を設置予定である民間事業者と8市町村がそれぞれ協定を締結しており、広域処理開始までに中間処理を省略してリサイクルするための方法の確立に向け連携して取り組んでいく。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	7,325 t	7,252 t	7,180 t	7,108 t	7,035 t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら、以下の方策を実施する。

- (1) 市の広報やごみ減量化・資源化啓発広報誌「なごみ生活」、ごみ分別ガイドブック、出前講座制度等を通じて、容器包装廃棄物の3Rの推進に関する普及啓発活動を積極的に推進していく。
- (2) 環境問題に熱心に取り組んでいる店舗・事務所を認定するエコストア・エコオフィス制度を広く事業者にPRし、容器包装廃棄物の3Rの推進への理解と協力を呼びかけていく。
- (3) 再生資源回収を促進させるため、回収団体への報奨金制度を引き続き実施するとともに、民間施設や公共施設などにおける資源物の拠点回収をごみ収集アプリや回収拠点マップを用いて積極的にPRしていく。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、当市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主として ガラス製の 容 器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも の（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも の	ペットボトル

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

単位：t

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	181.60		179.80		178.01		176.21		174.42	
主としてアルミ製の容器	276.71		273.98		271.24		268.51		265.77	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	90.56		89.66		88.77		87.87		86.98	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	90.56	0.00	89.66	0.00	88.77	0.00	87.87	0.00	86.98	0.00
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	182.11		180.31		178.51		176.71		174.91	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	182.11	0.00	180.31	0.00	178.51	0.00	176.71	0.00	174.91	0.00
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	544.55		539.17		533.79		528.40		523.02	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	544.55	0.00	539.17	0.00	533.79	0.00	528.40	0.00	523.02	0.00
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	23.60		23.36		23.13		22.90		22.66	
主として段ボール製の容器	681.30		674.57		667.84		661.10		654.37	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	507.59		502.57		497.56		492.54		487.52	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	507.59	0.00	502.57	0.00	497.56	0.00	492.54	0.00	487.52	0.00
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 令和3年度再商品化搬出量を基に計上。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度（令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は弘前市一般廃棄物処理基本計画における人口推計値より、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
163,948人 (対前年度比)	162,328人 (対前年度比)	160,707人 (対前年度比)	159,086人 (対前年度比)	157,466人 (対前年度比)
99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、町会や市民団体による集団回収が進んでいる容器包装廃棄物については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装 廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	主としてスチール製の容器	かん	委託業者による定期回収	弘前地区環境整備事務組合が所管する資源化施設における処理
	主としてアルミ製の容器		委託業者による定期回収、町会や市民団体による集団回収	弘前地区環境整備事務組合が所管する資源化施設における処理、民間業者における処理
ガラス	無色のガラス製容器	びん	委託業者による定期回収、町会や市民団体による集団回収	弘前地区環境整備事務組合が所管する資源化施設における処理、民間業者における処理
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック	委託業者による定期回収、町会や市民団体による集団回収	民間業者における処理
	主として段ボール製の容器	ダンボール		
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	委託業者による定期回収、町会や市民団体による集団回収	弘前地区環境整備事務組合が所管する資源化施設における処理



## 1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
主としてスチール製の容器	かん	ごみ袋	パッカー車、 平ボディー トラック	選別・圧縮・ 保管施設 (弘前地区 環境整備 センター)
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器	びん	ごみ袋		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペット ボトル	ごみ袋		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック	紙ひもで縛る、ごみ袋		
主として段ボール製の容器	ダンボール	紙ひもで縛る、ダンボール、ごみ袋	選別・圧縮・ 保管施設 (民間業者)	

## 1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- (1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、学識経験者、市民、事業者、行政からの委員で構成する廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、廃棄物減量等推進員制度を継続し、各町内会に概ね2人ずつ配置する。
- (2) 再生資源回収を拡大させるため、回収団体への報償金制度を実施するとともに、公共施設や民間施設における資源物の拠点回収を推進する。
- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。